

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書	
令和 7 年 5 月 1 3 日	
八 戸 市 長 殿	
提出者	
住 所 八戸市築港街一丁目 1－4	
氏 名 マルヨ水産株式会社	
代表取締役 榊 佳弘	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0178-33-1161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	① マルヨ水産株式会社 本社工場 ② マルヨ水産株式会社 桔梗野工場
事 業 場 の 所 在 地	① 八戸市築港街一丁目 1－4 ② 八戸市桔梗野工業団地 3－3－30
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	(092)水産食品製造業
② 事 業 の 規 模	108 億円/年
③ 従 業 員 数	350 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙 1 に記載

（日本産業規格 A 列 4 番）

(第2面) ①

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
※別紙2に記載

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	1068.34t	9.03t
	(これまでに実施した取組) 大型廃プラの売却		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	1000t	8.5t
	(今後実施する予定の取組) 上記の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従業員への分別の周知徹底
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の継続

(第2面) ②

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
※別紙2に記載

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

② 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック、木くず、金属くず（混合物）	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（水銀使用製品廃棄物）
	排出量	4.49t	0.19t
	（これまでに実施した取組） 工場内の電灯のLED化による蛍光管廃棄量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック、木くず、金属くず（混合物）	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（水銀使用製品廃棄物）
	排出量	4t	0t
	（今後実施する予定の取組） 廃プラからの金属くずの回収、売却 上記の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

③ 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 従業員への分別の周知徹底
④ 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記の継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0t	0t
	（これまでに実施した取組）—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	0t
	（今後実施する予定の取組）—		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	6925t	t
	（これまでに実施した取組） 脱水機の定期的な洗浄		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	7000t	t
	（今後実施する予定の取組） 濃縮槽の運用法改善による汚泥濃縮の効率化		

(第4面) ①

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	0t
	（これまでに実施した取組）—		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	0t
	（今後実施する予定の取組）—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1068.34t	9.03t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1065.45t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2.89t	t
	（これまでに実施した取組）		
	処理業者との適切な委託契約の締結		
	廃棄物処理場への立ち入り		

(第5面) ①

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1000t	8.5t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	998t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	廃棄物処理場への定期的な立ち入りを継続し、廃棄物が適切に処理されていることを確認する		
※事務処理欄			

(第4面) ②

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

② 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	0t
	（これまでに実施した取組）—		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	0t
	（今後実施する予定の取組）—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック、木くず、金属くず（混合物）	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（水銀使用製品廃棄物）
	全処理委託量	4.49t	0.19t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 処理業者との適切な委託契約の締結 廃棄物処理場への立ち入り		

(第5面) ②

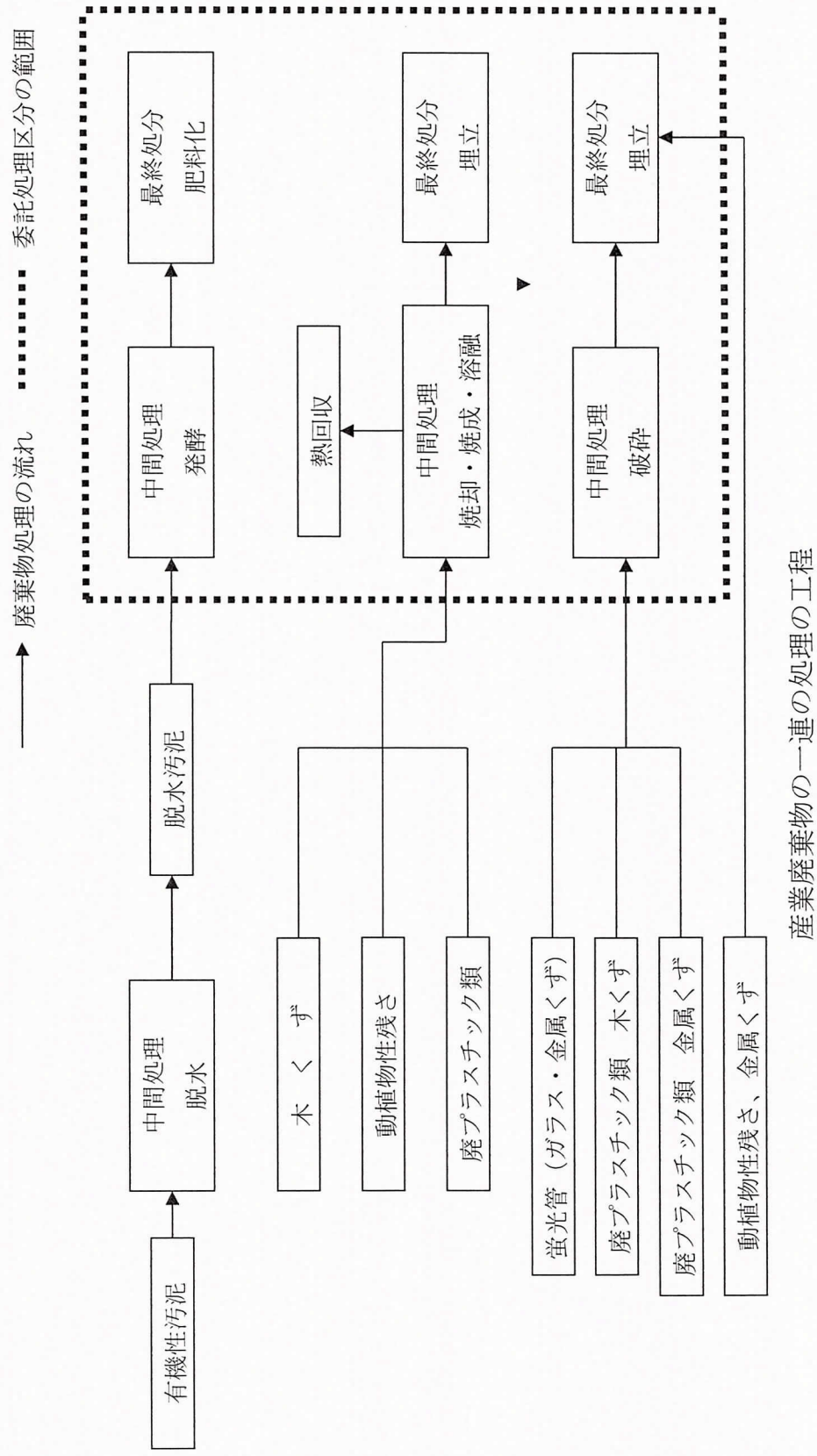
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック、木くず、金属くず（混合物）	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（水銀使用製品廃棄物）
	全処理委託量	4t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 廃棄物処理場への定期的な立ち入りを継続し、廃棄物が適切に処理されていることを確認する		
	※事務処理欄		

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1：産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙 2 : 産業廃棄物の処理に係る管理体制

